

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
1	申請手続き	共通	申請した内容の控えなどを残しておいた方が良いか。	申請後、Web上に作成されるMyページから確認できます。必要があれば画面を印刷してください。
2	申請手続き	共通	申請内容に誤りがある場合はどうしたら良いか。	誤りに気付いた場合は、コールセンター（0120-563-636）もしくはお問い合わせフォームよりご連絡ください。
3	申請手続き	共通	過去に介護施設等物価対策支援金の給付を受けた場合、電気の確認書類の添付を省略することはできますか。	事業所の住所変更や契約種別に変更がない場合でも、当該施設等にかかる添付書類は必須です。
4	申請手続き	共通	過去に介護施設等物価対策支援金の給付を受けた場合、通帳等の写しの添付を省略することはできますか。	通帳等の写しは、必須になります。
5	申請手続き	共通	住所変更により、各添付書類の住所と異なる場合はどうすればよいか。	変更したことがわかる書類（法人登記簿謄本等）を住所が異なる添付書類と併せてご提出ください。
6	申請手続き	共通	ビルの管理会社が別法人であり、電気料金の明細書に記載されている請求先が別名義になっている場合はどうすればよいか。	明細書と併せて本支援金の申請事業所の関係がわかる書類をご提出ください。（賃貸借契約書等）。管理会社によって、書類の管理方法は異なるため、管理会社にご確認ください。
7	申請手続き	共通	振込希望口座が確認できる通帳のページの提出とあるが、通帳がない場合はどうしたよいか。	ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像データをご提出ください。
8	申請手続き	共通	サービス類型はどこで確認したらよいか。	詳細については、福岡市介護施設等物価高騰対策支援金実施要綱をご確認ください。
9	申請手続き	共通	個人事業主の場合、法人名には何を記載すればよいか。	個人事業主の場合、屋号や病院名などを入力してください。
10	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、直近で発行したものでないといけないか。	発行日から1カ月以内のものに限ります。
11	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、代表者個人の滞納がないことの証明でよいのか。	代表者個人ではなく、申請法人の滞納がないことの証明を添付してください。 ※個人事業主の場合は代表者個人の滞納が無いことの証明を添付してください。
12	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、写真で撮った画像を添付してよいのか。	証明書の原本をスキャンもしくはコピーをし、【複写】の文字が確認できるものを撮影した画像を添付してください。
13	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、法人は非課税であるが証明書を取得する必要があるか。	非課税の法人でも、本証明が必要です。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
14	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」は、どこで発行できるか。	福岡市内の各区役所課税課等で取得可能です。詳細については、福岡市ホームページをご確認ください。 参考： https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/qa/FAQ4091.html
15	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」はどのようなものか。	申請法人において、福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明を指します。
16	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	新規で指定を受けた事業所で、現時点で市税の納付通知が届いていないが「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」の発行は必要か。	新規事業所でも、本証明が必要です。
17	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	新規開設で、まだ税金が発生していない場合はどうするのか。	法人課税担当課にて事業所登録（申告）後、証明発行を行っていただく必要があります。
18	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	法人（本社）が福岡市外の場合の「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」はどうしたらよいか。	本社所在地が福岡市外の場合でも、本証明が必要です。各区役所課税課等で取得可能です。詳細については、福岡市ホームページをご確認ください。 参考： https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/qa/FAQ4091.html
19	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、スキャン又はコピーをしても【複写】の文字が確認できないがどうすればよいか。	区長印（税務証明専用）の押印が確認できる状態のデータを添付してください。
20	申請手続き (滞納がない証明について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」は代表個人かそれとも法人か。	本支援金の申請は法人単位のため、法人のものをご用意ください。
21	申請手続き (電気種別が確認できる書類)	共通	電気契約種別が低圧契約だが、確認できる書類の写しは必要か。	低圧契約の場合、提出は不要となります。
22	対象について	共通	令和7年11月1日に新規指定を受けた事業所は、支援の対象となるか。	対象となります。 ただし、今回の支援金は令和7年7月～9月及び令和8年1月～3月の運営月数に応じた支援となりますので、11月1日に開設した場合は、1月～3月の3ヶ月分の支給となります。
23	対象について	共通	令和8年1月31日に廃止・休止した場合、支援の対象となるか。	申請日時点で運営実態がない場合は申請対象外になります。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
24	対象について	共通	令和8年3月1日に指定を受けた事業所は支援金の対象となるか。	対象となります。
25	対象について	共通	現在休止中の事業所だが、対象となるか。	対象外となります。
26	対象について	高齢・障がい	同じ事業所の中で、介護サービスと合わせて障がい福祉サービスを実施しているが、介護分と障がい分それぞれ対象となるか。	同一敷地内で介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に実施している場合、高齢区分のサービス種別で申請してください。 (例) ・訪問介護（高齢）と居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（障がい）のいずれかを一体的に実施している場合→訪問介護（高齢）で申請してください。 ・居宅介護支援（高齢）と計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（障がい）のいずれかを一体的に実施している場合→居宅介護支援（高齢）で申請してください。
27	対象について	共通	共生型サービス（高齢・障がい）等を実施しているが、高齢分と障がい分でそれぞれで申請できるか。	共生型サービス等を実施している事業所は、障がい区分の対象外となりますので、高齢区分のみ申請してください。
28	対象について	高齢	短期入所生活介護（療養介護）のサービスを施設との併設で実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	施設併設型の短期入所生活介護・短期入所療養介護は、本体施設に定員を含めて申請してください。
29	対象について	高齢	総合事業も運営しているが、介護と予防、それぞれ申請できるか。	総合事業については、単体で指定を受けている事業所のみ申請対象となります。要介護サービスと一体的に行っている場合は、申請対象外となります。
30	対象について	高齢	福祉用具貸与事業所と特定福祉用具販売事業所を運営しているが、それぞれのサービス種別で申請できるか。	「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」として、まとめて1つで申請することになります。
31	対象について	障がい者・児	「入所系」と「通所系」を両方もしくはそれぞれ複数で実施している施設等は、それぞれのサービスで申請することができるか。	それぞれのサービスで申請が可能です。 ただし、医療型障がい児入所（入所系）と療養介護（入所系）を実施している施設等においては、下記のいずれかで申請を行ってください。 ①医療型障がい児入所と療養介護で定員を通じて定めている場合は、医療型障がい児入所（入所系）で申請してください。 ②医療型障がい児入所と療養介護で一部定員を通じて定めている場合は、共通で定めた定員数については医療型障がい児入所（入所系）で申請し、それ以外の定員数は療養介護（入所系）で申請してください。
32	対象について	障がい者	同一敷地内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定がある場合はどうするか。	同一敷地内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定がある場合は、それぞれのサービスでは申請できませんので、居宅介護で申請してください。
33	対象について	障がい者	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施している事業所は、どのサービス種別で申請を行うのか。	計画相談支援で申請してください。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
34	対象について	障がい者・児	障がい者施設等の計画相談支援と障がい児施設等の障がい児相談支援の指定がある事業所は、それぞれで申請ができるか。	障がい者施設等の計画相談支援事業所で申請を行ってください。
35	対象について	障がい者	就労定着支援のサービスを実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	就労定着支援は対象外です。
36	対象について	障がい者	自立生活援助のサービスを実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	自立生活援助の指定を受けている事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかを一体的に行っている場合はそのサービスでの申請となり、自立生活援助での申請はできません。
37	対象について	障がい児	児童発達支援（児童発達支援センターを含む）又は放課後等デイサービスを実施し、併せて居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、それぞれ対象となるか。	<p>質問にあるサービスを実施している場合は、下記【例】のとおり、申請をお願いします。（各サービスの事業所番号が同じ場合のみ）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスと保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と放課後等デイサービスと保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と放課後等デイサービスと居宅訪問型児童発達支援 →居宅訪問型児童発達支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援センターと保育所等訪問支援 →児童発達支援センターで申請してください。
38	対象について	障がい者	自立訓練（生活訓練）と就労支援Bを一緒におこなっている事業所（事業所番号は同じ）の申請はどういうにおこなったらよいか。	自立訓練（生活訓練）と就労支援B型それぞれ申請可能です。
39	対象について	障がい者	生活訓練と就労Bの多機能の場合は、2事業所として申請してよろしいですか。	生活訓練と就労継続支援B型それぞれ申請が可能です。
40	対象について	障がい者	A型とB型のサービスを行っているが、どちらも申請できるか。	就労継続支援A型・就労継続支援B型それぞれ申請が可能です。
41	対象について	障がい者	生活介護、自立訓練、就労移行支援の多機能型の事業所を運営している（事業所番号は同じ）が、事業種別ごとに申請可能か。	生活介護・自立訓練・就労移行支援については、同一敷地内の運営であっても、サービス種類の重複に該当しませんので、事業所番号が同じでもサービス種類ごとに申請できます。
42	対象について	共通	申請を辞退したい事業所があるがどうしたらいいか。	辞退をご希望の場合は、コールセンター（0120-563-636）もしくはお問い合わせフォームよりご連絡ください。
43	対象について	共通	過去に介護施設等物価高騰対策支援金を受給したが、本支援金も対象になるのか。	対象になります。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
44	対象について	共通	通所系サテライト事業所において、電気の契約種別が本体とサテライトで異なる場合はどのように申請したら良いか。	本体事業所とサテライト事業所の定員数を合算し、本体事業所の契約種別で申請してください。
45	対象について	高齢	訪問系サービスの出張所（サテライト）は対象となるのか	対象外となります。
46	対象について	障がい者	補装具の対象となる考え方。	補装具事業者は申請時点で事業を行っていることに加えて、申請時点で福岡市と補装具費代理受領契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が福岡市内にあるものが対象になります。 介護サービスを同一事業所で実施している場合は介護で申請してください。両方のサービスで申請はできません。
47	定員数について	共通	定員数とは、いつ時点のことを指すのか。	令和8年2月6日時点において、市に届け出ている運営規程に定めた定員数とします。 ただし、令和8年2月1日以降、新たに事業開始した施設・事務所については、事業開始時点において市に届け出ている運営規程に定めた定員数とします。
48	定員数について	高齢	通所サービスにおいて、以下の例のように運営している事業所の定員数はどう考えるのか。 例1) 1日3単位「午前の半日型デイ」「午後の半日型デイ」「1日型デイ」で事業運営 【単位1】月～金 9:00～12:00 定員10名 【単位2】月～金 13:30～17:00 定員15名 【単位3】月～金 9:00～17:00 定員20名 例2) 本体通所事業所 定員30名、通所系サテライト事業所 定員15名で事業運営	例1) 同一事業所において「同時に」サービス提供できる「利用者数」が本支援金における定員数となります。よって定員数は35名として申請してください。 例2) 通所系サテライト事業所がある場合、本体事業所の定員数にサテライト事業所の定員数を合算した数になります。よって定員数は45名として申請してください。
49	定員数について	高齢	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護で、登録定員25名、通いの利用定員15名、宿泊の利用定員7名の場合は何名で申請すればいいか。	登録定員25名で申請してください。
50	定員数について	高齢	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）における定員数とは「入居者数」でいいのか。	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）における定員は「登録している戸数」となります。
51	定員数について	障がい者	自立訓練（生活訓練）と就労支援Bを一緒におこなっている事業所（事業所番号は同じ）だが、自立訓練（生活訓練）の定員は10名、就労支援Bの定員は10名となっている。それぞれ別の定員（事業毎に10名）として計算していいのか、一つの事業と考え自立訓練（生活訓練）で10名として計算するのか。	自立訓練（生活訓練）で定員10名、就労支援B型で定員10名で入力してください。
52	定員数について	障がい者	共同生活援助について、複数居住地がある場合はどのように請求すればよいか。	福岡市に届けている、主たる事業所の単価（電気契約種別）に合わせ、定員は合算して請求してください。
53	定員数について	障がい児	児童発達支援と放課後等デイサービスで、定員を通じて定めている場合は、それぞれの定員について対象となるか。	放課後等デイサービスと児童発達支援（センター含む）で定員を通じて定めている事業所は、放課後等デイサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。 「児童発達支援と放課後等デイサービスで通じて5人」としている場合は、「放課後等デイサービス5人」と入力してください。「児童発達支援5人かつ放課後等デイサービス5人」という申請はできません。
54	支援額について	共通	申請受付開始前に変更届出等で定員を変更した場合は、変更後の定員数で支給されるのか。	令和8年2月6日時点に届出している定員数に応じた支給額となります。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
55	申請後について	共通	申請後、どのような手続きが必要か。	申請内容に疑義・不備があった場合には、ご登録のメールアドレスに、「不備メール」を送信させていただきます。恐れ入りますが、メールが届きましたら修正のうえ再申請をお願いいたします。交付が決定しましたら、申請者からの手続きは不要です。
56	申請後について	共通	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要か。	今回は用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。
57	申請後について	共通	支援金は、いつ頃振り込まれるか。	交付決定後概ね1～2ヶ月程度を予定していますが、申請が集中した場合や申請内容に不備があった場合には、時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、審査状況や振込期日等にかかる個別の質問には回答できません。
58	申請後について	共通	申請後の審査状況はどこで確認できるのか。	ご登録メールアドレスに、申請受付メールおよびMyページのURLを送信しております。 今後の進捗状況はMyページにてご確認ください。申請受付メールが届いていない等がございましたら、恐れ入りますが、コールセンター（0120-563-636）へお問い合わせください。
59	申請後について	共通	添付書類に漏れがあり、低圧区分になってしまったが、高圧を確認できる明細書が見つかった。今から変更してもらうことは可能か？	申請後の変更はできません。
60	その他	共通	本支援金は課税対象か非課税か。	税の取扱いに関する内容については、税理士等にお問い合わせください。